

幸福追求のロマン

—18世紀末の幸福の概念—

小 野 修

I 幸福の概念

幸福という言葉はその概念の明確さを欠いているように思われるが日本国憲法の第13条に「幸福追求の権利」¹として掲げられ、国民の権利として法制化されている。幸福という言葉はそのため単に文学的、あるいは宗教的表现、さらには日常の満足感の表現としてつかわれる主観的な価値を示したものではなくなっている。

幸福という言葉が日本の憲法の中に用いられたのはあきらかにアメリカの日本占領の影響である。古くはアメリカ合衆国の独立宣言やヴァージニア州憲法の中で「幸福の追求」the pursuit of happinessとして用いられたこの言葉は英文日本国憲法の第13条に次のようにあらわれている。

Article 13 All of the people shall be respected as individuals. Their right to life, liberty, and the pursuit of happiness shall, to the extent that it does not interfere with the public welfare, be the supreme consideration in legislation and in other governmental affairs.

この訳文が正式に日本国憲法の条文として公布され、日本国民の権利となつたのであり、アメリカの人権思想が、はじめて「独立宣言（1776年）」にあらわれたときの言葉²そのままに、170年後の昭和21年日本国憲法として公布され、その翌年1947年5月3日に施行された。こうして幸福という言葉は

日本の法的資格つまり「市民権」を得たのである。それまで幸福という言葉は「女性的で」、軟弱であり、「男子タルモノノミダリニ口ニスベキモノニアラズ」という感覚で受けとられていた。これは戦中においては「質実剛健」の国民意識昂揚のうねりの中で一層強調されていたので、日本国憲法の中で幸福追求の権利が明示されたとき、多くの日本国民は贅沢な時代の到来を予感したのであった。

旧憲法（大日本帝国憲法）の条文の中には幸福にあたる言葉はないが、この憲法発布（明治22年）の勅語の中には臣民の「康副ヲ増進シ」とあり、発布を知らせる告文の中には「八州民生ノ慶福ヲ増進スヘシ」とある。この二つの言葉はともに幸福と、今なら読みかえることができる。しかし、当時の日本は君主制（天皇制）であり、国民は主権者ではなく臣民であったから、たとい幸福が類似の言葉で掲げられていたとしても、現憲法の幸福の権利とは雲泥の差があったと考えるべきであろう。しかし、旧憲法の本文を導くかたちで、告文と憲法発布勅語をあわせ一体とした形で大日本帝国憲法とされていることは、それに先立つ幕藩体制という封建制度を打破した新しい国民国家の登場を告げるものであった。

考えてみれば日本国憲法第13条の生命、自由、幸福の追求の権利という、約220年も昔の思想が今の日本国民の権利の一端を担っている事実には、その思想がもつ時代を越える恒久性があらわれている。この三つの権利の条文の源泉が、Thomas Jefferson の起草したアメリカ合衆国の独立宣言にあったことは記憶すべきことであるが、ジェファソンが汲み上げた泉の水はすでに英国に発した清冽な人権思想の流れであった。

独立宣言の中で「アメリカ史上最大の悪党」として糾弾されている George III は当の英国では国民に親しまれる王として農業振興のための土地改良にも努力した為政者だった。国民の信託に背いた³ とされる「暴虐な王」はむしろそれに先立つこと127年前、英國議会の名で処刑された Charles I であり、George III は暴君にしつらえられたが、王は植民地の宗主国の代表

権者という象徴的意味に変っており、当時のフランス王に比すべき王権の担い手ではなかった。ともあれ、独立革命の熱情をあおるに「悪党」になってもらう事情もあった。「代表権なければ課税なし」とは自分たちの意志が国会に反映されることのない植民者たちの不満をあらわすスローガンだったのである。

植民地の待遇を打破し独立国アメリカ合衆国となるという快挙はその後の数々の旧植民地のならうところとなった。二つの大戦のあと、また、1960年代の自白押しの独立ブーム、さらにはソ連東欧など共産圏内の政治的崩壊も手伝って、世界の独立国のはずは200に近づいている。その独立国はそれが押しなべてアメリカの独立の事情と新憲法体制の確立を回顧し、60年代の旧仮領植民地の独立の際の政治的マニュアルは Jean=Jacque Rousseau の *Du Contrat Social* (1762) の掲載されている pleiade 版のルソー全集の政治論文選だったのである。この本こそ Thomas Paine の *Common Sense* (1776)とともにフランス革命の時代を画し、その時代を越える古典的著作として、若者たちをロマンティックな政治的冒険へと駆り立てる危険な書物であった。

II

18世紀後半のヨーロッパの政治的な胎動は数々の学術文化上の天才たちを輩出させたが、古典的な思念にとらわれずに独自の道を切りひらく自信に満ちた人々がロマンティシズムの大きな流れを形成し、19世紀の前半に至って芸術文化の世界で数々の名作が誕生したことはよく知られている。ロマンティシズムの語の由来となった Roma 風に架空の物語をしつらえるという意味は、空想上の、それだけに芸術上の冒険を称揚するものだったが、政治の世界で、夢想の実現には危険を伴う。無責任な政治的冒険はフランス革命のように悲惨な結末を伴う。その当時、革命を見聞した Edmund Burke はその革命が英國本土に飛火することをおそれ、『フランス革命の省察』 *Re-*

lections on the Revolution in France (1790) を書き、保守派の真情を吐露したが、これはまさに当時産業革命のまっただ中を驅進中であったイギリス産業界の指導層の願望でもあった。英国はすでに市民革命を終えて一世紀になっていた。二度にわたる革命を経て安定した有資産市民社会の育成の上に議会政治の困難を選挙を通じて決着に導くという政党政治の道を模索し、革命は避けたかった。政敵を断頭台で片付けるという方策は正しくフランス人の発明であり、教養ある英国民⁴が考案できる代物ではなかった。流血の惨事にかんしては英国人は国内においてはきわめて慎重であり、チャールス一世の処刑には何万という見物人が集まった。しかし、その数ヶ月後アイルランドに出兵したクロムウェルの軍隊は女性、子供を含め5000人以上を殺戮し、土地を奪い、奪った土地を英国人に「分譲」した。1688年の革命は国内的には流血がなかつたので名誉ある革命であったが、革命体制が確立した10年後、アイルランド人の所有地はわずか15%にまで減少していた。⁵

新しい国制をつくる場合には多少の人的犠牲もやむを得ないなどということは慎重な政治家ならば決して口に出さない。少数の人的犠牲を予定すれば、やがてその数は限りなく増大してゆくことになるからである。ルソーの『社会契約論』の終章近くに見られる興味深い章⁶では日本の宗教をローマのカトリシズムとチベットのラマ教と三つ並べて「あまりにも悪い宗教で、それを論証するのも時間の無駄である」とけなしている。その理由として「人間に二つの立法、二つかのしら、二つの祖国を与えて、人間を矛盾した義務に服従させ、彼らが信心しながら同時に市民ではありえないようにする」ためであるとする。これが当を得た論議かどうかはここでは問題にしないようとする。ただ、ルソーが好ましいとして自ら賞揚する宗教は「福音書のキリスト教であり、それは今日のとはまったく異なったものである」と規定する。この国の社会は「真のキリスト教徒」から成り立っているので想像しうる限り最も完全な社会を形成するより、むしろ、キリスト教徒の精神性故に、天国のことのみに専心し、この世のことはおろそかになる上に、服従と従順を

求めるので奴隸となりやすく圧制を容易に招くから、「国家が繁栄しても、公共の幸福をあえて楽しもうとはほとんどしないだろう」とある。ルソーのこの指摘は意義深い。結論的には「他の宗教にたいして寛容な宗教のすべてにたいして寛容であるべきだ」と宗教的寛容を説いているが、「だろう」という推定と、「べきだ」とする当為を説いている点において理想国家論はやはり為政者の御都合主義のために利用される運命にある。

ルソーの思想的な要点も政治的社会においてはすべての個人が一般意志 (*volonté general*) に自発的に服従する共同の幸福 (the common good) が成立することになるということと、その一般意志にたいしては服従を強制されるという二点に絞られるが,⁷ この後者の服従の強制, “forced to be free” は見のがすことのできない全体主義への傾斜をもつ人民民主主義をルソーが説いていながら、市民宗教を論ずる段階ではそのことを忘れているという点である。まさにこのことの故に、ルソーはマルクスを魅了したのであり、マルクスはその思想の根底に社会全体を打って一丸としたイデオロギーを求める心情をヘーゲルを通じてはぐくんだのであった。しかし、この一般意志の強制——即ち自由たるべく強制する権利を国家（マルクスの場合には労働者階級の代表機関の執行部）に与えることが人民民主主義の理論的破綻、あるいは民主主義人民共和国（いわゆる DPR）の崩壊の原因だったのである。⁸

III

自由たるべく強制する——という脅迫的で偽善的でおためごかしの論理の故にレーニンとスターリンによって指導されたソ連において千万人を越える人間が強制収容所に送られ、戦後はシベリアでの強制労働に服させられた日本人兵士と軍属の50万人が死亡した。レーニンを慕い、スターリン時代をなつかしむのは、これらの龐大な犠牲者の上にスターリニズムが築かれた歴史への無知をあらわすとともに、集団主義体制による犠牲者の靈への畏敬を欠

いた侮蔑である。

自由たるべく強制する——という概念の危険性は単に強制であるところに自由なしなどと云った単純な解釈にもとづくのではなく、自由の概念は John Locke が明快に説くように「自分（たち）の承認した法のみに従う」ことを意味しているのであり、ルソーは Locke の政治理論を知悉していた筈なのにこの矛盾に気付かなかった。更に、一般意志とは何かという点のあいまいさが問題である。権力を掌握した党派がこれこそが一般意志であると布告し、人民の名のもとにその国是に服従を強制する場合、抗言する論理を人民は奪われてしまうことになる。一般意志の理論は Thomas Hobbes やロックの契約論を、フランス風に編み直したものであり、大陸型の政治体制のフランスには似合う政治的衣装、あるいはポリティカル・デザイン（国制計画）だと言えるかもしれない。たしかに、フランスはフランス革命後、今日に至るまで人民民主主義の夢想にとつかれている。

ルソーはホップスやロックの思想に傾注したが畢竟古代ローマの共和制を喚び出した点において、Niccolo Machiavelli の『君主論』*Il Principe* (1513) がローマの国制研究をもとにした近代政治理論の礎石となったことに似ている。

英国はこのルソーの道を歩まなかった。それは実に幸運なことであり、その幸運は多分にこの国が海洋国家であったことに由来するとも考えられる。

英国の国制を特徴づける代議制と陪審制はすでに12世紀、ヘンリー二世 (Henry II) の時代にはじまり、王権のもとに宗教的権力（ローマ教会）を屈服させる絶えざる努力が支払われた。1215年国王 John が貴族らに強制されて承認した Magna Charta は人民憲章の母型とも考えられる。1625年、Charles I の承認した Petition of Right はマグナ・カルタの再認識であり、1689年 William of Orange (William III) と Mary が確認した Bill of Rights は英國革命の総決算として、過去の失政を繰り返さないための安全装置としての確約だったのである。クロムウェルの恐怖の共和制の10年間、

英国民は古代ローマ共和制の模造体制の神政政治に戦慄したが故に、クロムウエルの死後、その役不足のリチャードを一蹴して Charles II の王政復古を無条件に受け容れた。それがその次に即位した James II の新しい脅威を招いたのだった。英国民にとって Roma も Papa も度々のわざわいの種であったことは、Roman Britain の昔から、Roma は英国民を外国に向って結束させるよき媒体であったともいえる。その意味からすれば英国民はロマンティックな遍歴と言えるかもしれない。

IV

ルソーがひそかに信奉していた John Locke はたしかにルソーに社会契約論の基本的枠組を与えたが、名誉革命の時代を生きたロックはルソーが気付かずにいるものをほぼ一世紀も早く感知していた。ルソーはロックの寛容論の原理を社会契約論の末尾に飾り（ロックの名は出さずに）自説の破綻を適切にカモフラージュしたが、ロックの財産に関する独特の考えに惹きつけられたことを告白した様子はない。たしかに、ルソーは社会契約論の第一篇のひとつの章を土地の所有について割き、土地の先占権の条件としてその土地にすでに住んでいる者がいないこと、生存するために必要な広さの土地しか占拠しないこと、労力と耕作によってこれを占有することを指摘し、それに続く『人間不平等起源論』で更に公共の土地所有の条件の妥当性を述べ、私有権の制約と公共の福祉の増大で貧困の増大を図る理想を語った。フランスはまだ旧秩序のうちにあり、英国はすでに革命を果し市民社会を成立させていた。ルソーは打ち倒すものを頭に描いており、ロックもやはり打ち倒すべき Charles や James II の体制を頭において *Two Treatises on Government* (『統治二論』1690) を出版年より10年も以前に構想してその過激な筆致故に匿名で出版し、死の日まで自作であることを決してひとに明かさずにいた。人民の信託を裏切った王に対しては革命で応ずるしかないことを明らさまに口調で書いたこの本は、ミルトンが書くことができても、決してホップスが書く

ことのできない暴君討伐論であり、すでに名誉革命も終りジェイムズは逃亡していたにも拘らずロックは名前を明かすことをしなかった。

このロックがこの書物の中で財産権を論ずるにあたり、propertyをあえて人間各人に生来的に与えられた個有の能力としてのproperなるもの、つまりpropertiesととらえ、その能力を発揮することこそが神から人間に与えられた真の生き方であり、そのようにして価値付与をした対象こそが財産であるとしたとき、幸福の追求は財産権にかわる用語として通用しはじめる。つまり、生命、自由、財産ではなく、生命、自由、幸福の追求と規定される。ロックにおいて所有権は創造と価値付与の可能性を含めた意味の拡がりを与えられる。それは単に保有し、既得権としての価値をむさぼるものとしてではなく、貧しく生まれた者への希望を約束するものであった。

ルソーの著作の中にもひんぱんに出てくる幸福という言葉は、その時代の到来を待ち兼ねているフランスの庶民の願望をあらわすものであったし、ルソーはヴォルテール同様、イギリスを訪れて見て幸福がその国においてほんとうに手でつかみとれる届く範囲にあることを自覚することになるのだった。

ルソーと同時代人で一時は親友ですらあった David Hume はもはや抽象的な概念としての幸福よりもっと大切なことに心を奪われていた。ルソーが『エミール』や『新エロイーズ』で幸福を魂の問題として語っているあいだに、ヒュームは同郷のスコットランド人の後輩で“同学”的な親友であった Adam Smith と共に具体的な幸福の指標として経済現象に心を奪われていた。英国はフランスよりたしかに一世紀先を進んでおり、ヒュームは勤務先のブリストルの海運組合の事務所で、アダム・スミスはフランスのパリで王室の財政担当官たちの談話室で、急速に進みゆく国際貿易の諸事情や動きのとれなくなつた古色蒼然たる宫廷顧問官たちの財政理論が国の内部崩壊を喰いとめることができずにいる様子を見ていた。若冠25才で生涯での最高最大の著作 *A Treatise of Human Nature* (1739—1740) を世に送ったヒュームに

とって、その生涯は自らの哲学認識の正しさの確証をつかむ楽しみな余生であった。Bon David とパリで愛された人柄はそうした知的に恵まれた運命の与えた土産であった。あるべき当為の世界と現に存在する世界との二つの間にあって、ヒュームは現に存在する世界の学識上の法則を問題にしようとした。政治経済学はその挑戦の舞台であり、アダム・スミスもまた資本や労働の財や価値の課題にひきつけられて行く。スミスがその代表作 *The Wealth of Nations* (1776年)『諸国民の富』を刊行した年、親友ヒュームは逝去したが、新大陸にアメリカ合衆国が誕生した。この国こそ、アダム・スミスがその将来性を見出した自由競争と市場経済のもとに栄える国の代表選手となつたのであった。

時代は抽象的な幸福の論議では納得しない読者たちを生み出しあはじめていた。何が正しく何が間違っているかの正義論よりも、もっと即物的で感覚に訴える功利主義の代表的著作がその年に公刊された。ベンサムの政府論 *A Fragment on Government* (1776) は1789年に完成する *The Principles of Morals and Legislation* に先立って出された新しい法学体系であった。後者の序説に功利主義の原理が掲げられた。それは人間を支配する生來的な要因として苦と快 (*pain and pleasure*) これこそが人間に何を為すべきかを指示し、何をどうするかをきめるのである——と説きはじめ、旧来の正義論や因果則はそれに従うことになるとする大胆な指摘であった。⁹

こうして、この原理はやがて最大幸福の原理 (the greatest happiness or greatest felicity principle) とベンサム自身によって名付けられることになる。¹⁰ 幸福が量的比較をされた名称を担うようになった1822年は英國の産業革命の最終段階にあたり、時代は変貌し、都市に流入した労働者は1815年に制定された穀物法 Corn Laws のもたらした物価高に怒り、Manchester で The Peterloo Mossacre をひき起こした四万人のデモを行ったのだった。

幸福を魂の問題としてとらえず、むしろ社会の成員全体の共通の達成目標とするように考えたのは Thomas Hobbes であった。その代表著作

Leviathan (1651) が国民の幸福と安全を約束する理想国家として描かれてから二世紀近くなつて、幸福の概念は個々人の主観的な充足感とは別に、社会的な平等（法の下の平等）の条件として、選挙権の拡大、生活水準の向上や、職業選択や移動の自由など、人間の権利の拡充のための思想的な武器としての役割を担うようになった。

註

- 1 日本国憲法の第13条 すべての国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。
- 2 アメリカの独立宣言に掲げられた言葉は次の通りである： We hold these truths to be self-evident, that all men are created equal, that they are endowed by their Creator with certain unalienable Rights, that among these are Life, Liberty and the pursuit of Happiness.
- 3 Charles I を処刑する論拠を Oliver Cromwell は国民の信託への裏切りとする。チャールズ処刑の張本人であったクロムウエルの Latin Secretary をつとめた John Milton も *Eikonoklastes* など暴君討伐論を執筆したためチャールズ二世の王政復古の際には逮捕され危く処刑されるところであった。
- 4 Voltaire はその『イギリス書簡』*Letters concerning the English Nation* との別名でも知られている *Letters Philosophique* (1734) の中で英國の議会制度をうらやみ、人々の自由権についての豊かな感覚を賞めそやしている。かれにとってはロンドンの取引所で万国の代表が様々な宗教、様々な宗派の人々が異教徒であることなど何の問題もなく同じ仲間として仕事を行う様子に驚嘆したあと名言を吐いている。「もし英國ひとつの宗教のみを信じることが許されるならば專制体制となり、二つの宗教のどちらかを信仰せよとなれば殺し合いになる。しかし30を越える宗教があることになればお互いに仲良く暮すことになる」第6の書簡。ヴォルテール『哲学書簡』林達夫訳（岩波文庫）
- 5 小野修『アイルランド紛争——民族対立と血の精神』1991、明石書店、——特にその第一部を参照
- 6 Jean-Jacques Rousseau, *Du Contrat Social* (1762) 訳文はルソー『社会契約論』桑原武夫、前川貞次郎訳岩波文庫による。
- 7 特にこの二点に絞っている例としては、Antony Flew (ed.) *A Dictionary of Philosophy*, 1979, London, MacMillan の Rousseau の項を参照。

8 この問題にかんしてはソ連東歐の崩壊以前に書かれた拙稿「服従にかんする古典的理論モデル」『同志社大学英語英文学研究』第44・45合併号、1988年を参照。

9 この冒頭の部分は次のようにはじまっている。

NATURE has placed mankind under the governance of two sovereign masters, *pain* and *pleasure*. It is for them alone to point out what we ought to do. as well as to determine what we shall do. On the one hand the standard of right and wrong, on the other the chain of causes and effects, are fastened to their throne. They govern us in all we do, in all we say, in all we think: every effort we can make to throw off our subjection, will serve but to demonstrate and confirm it. In words a man may pretend to abjure their empire, but in reality he will remain subject to it all the while. The *principle of utility*¹ recognizes this subjection, and assumes it for the foundation of that system, the object of which is to rear the fabric of felicity by the hands of reason and law. Systems which attempt to question it deal in sounds instead of sense, in caprice instead of reason, in darkness instead of light.

Jeremy Bentham, *An Introduction to the Principles of Morals Legislation*, 1789, Chapter I, (The English Philosophers from Bacon to Mill, edited by Edwin A. Burtt, 1967, New York, Modern Library)

10 ベンサムは1822年に次のような註を *The Principle of Utility* についている。

Note by the Author, July 1822. — To this denomination has of late been added, or substituted, the *greatest happiness or greatest felicity principle*; this for shortness, instead of saying at length, "that principle which states the greatest happiness of all those whose interest is in question, as being the right and proper, and only right and proper and universally desirable, end of human action — of human action in every situation, and in particular in that of a functionary or set of functionaries exercising the powers of government." The word 'utility' does not so clearly point to the ideas of *pleasure* and *pain* as the words 'happiness' and 'felicity' do; nor does it lead us to the consideration of the *number* of the interests affected: to the *number*, as being the circumstance, which contributes in the largest proportion to the formation of the standard here in question — the *standard of right and wrong*, by which alone the propriety of human conduct, in every situation, can with propriety be tried. This want of a sufficiently manifest connection between the ideas of *happiness* and *pleasure*

on the one hand, and the idea of *utility* on the other, I have every now and then found operating, and with but too much efficiency, as a bar to the acceptance that right otherwise have been given to this principle.

同上，同ページ

Synopsis

The Romantic Pursuit of Happiness

Osamu Ono

The pursuit of happiness is a set phrase used with legal meaning in the Constitution of Japan promulgated in 1946. It is never a literary and rhetorical verbalism. In fact, it has been taken as another expression for the right to property, however, it carries much broader meaning.

Article 13 of the Constitution of Japan reads:

All of the people shall be respected as individuals. Their right to life, liberty and the pursuit of happiness shall, to the extent that it does not interfere with the public welfare, be the supreme consideration in legislation and in other government affairs.

It was John Locke who first summed up the basic human rights as Life, Liberty and Property. Since then, this triplet of rights has been commonly employed as legal terminology in the constitutional laws of many nations including the United States of America.

Students with a little knowledge of the constitutional history of the United States of America are likely to be reminded of the fact that the same phrase, the pursuit of happiness, first appeared in one the famous passages in the Declaration of Independence in 1776 or in the draft paper of the State Constitution of Virginia. The passage reads:

That all men are created equal, that they are endowed by their Creator with certain unalienable rights, that among these are life, liberty and the pursuit of happiness.

Thomas Jefferson, the drafter of the Declaration, has chosen the term, the pursuit of happiness, as he was well aware of what John Locke really

meant by the right to Property. For Locke, property means all that man possesses as things proper to him including his gifts endowed by the Creator. For Locke, property is not the ends man might aspire, but peace and happiness is what people aspire. Hence the pursuit of happiness.

170 years after this Declaration of Independence, the same passage came to life in a distant nation that had lost the Pacific War and surrendered the Empire to the United States government. The same Romantic spirit that had built the nation — but succumbed soon to fever of expansion to the west — might have been awakened in the mind of the commission members sent from Washington to Tokyo to help the Japanese government under the occupation of the U.S. Forces establish a new constitutional order in Japan which should respect human rights and individualism.

Then the Emperor Showa promulgated the declaration of his wishes that he should be regarded as a human being and no longer be worshipped as a living god. His personal visit to General MacArthur at his official residence was widely reported with illustration of a picture taken of them posed as they stood side by side. This was one of the historic moments that marked the birth of new Japan as a nation framed in a democratic constitution with the Emperor as the symbol of the state and not the sovereign leader.